

公益財団法人佐賀県スポーツ協会  
令和3年度税務関係研修会

説明資料

日時：令和3年4月7日（水）18：30～

会場：佐賀県スポーツ会館3F大会議室

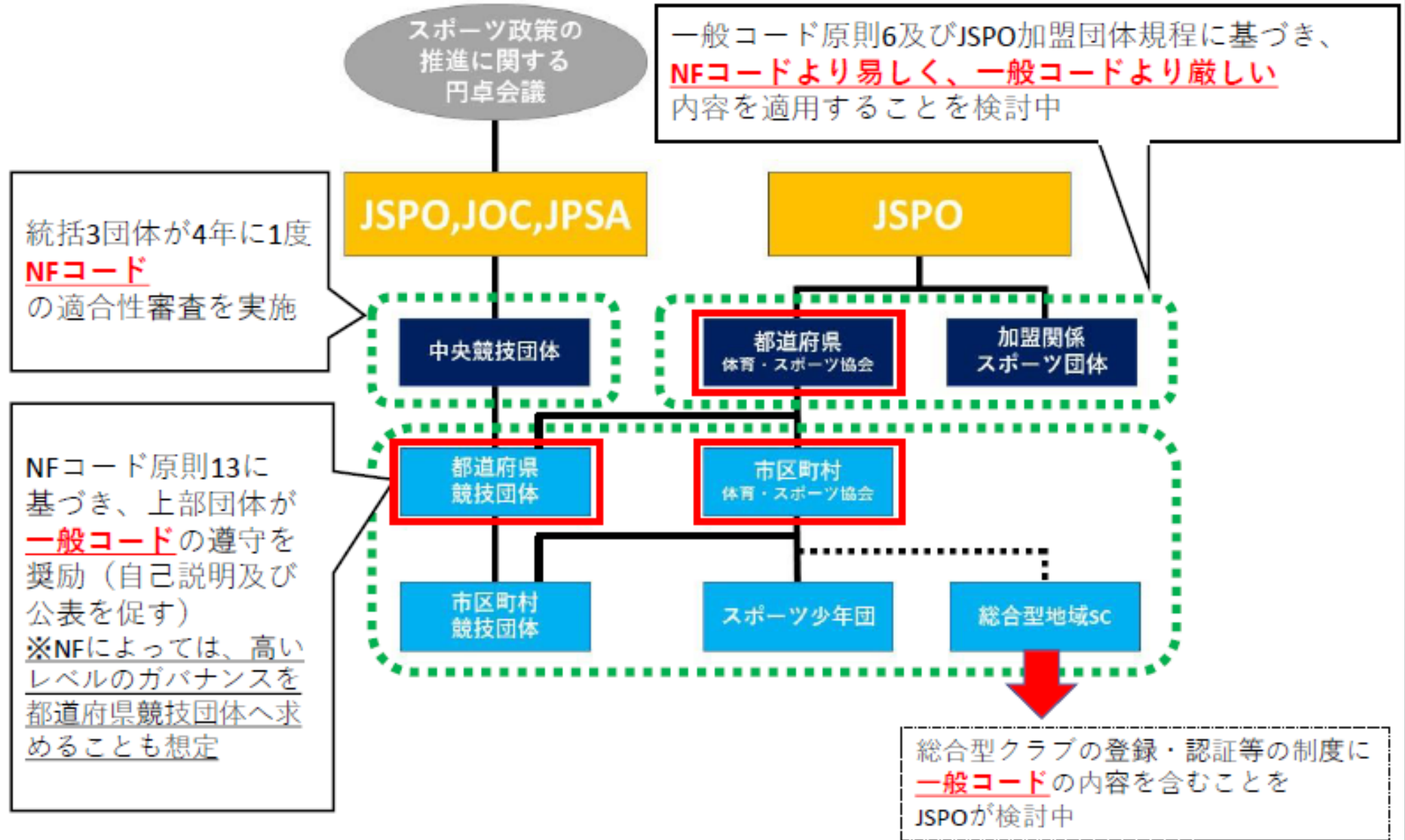
## ◎ 説明項目

- 1 スポーツ団体ガバナンスコードについて
- 2 加盟団体の税務処理について
  - (1) 給与所得の源泉徴収について
  - (2) 講師謝金等の源泉徴収について
  - (3) 昇段審査等に伴う審査料に関する消費税の取扱いについて
- 3 その他

# 1 スポーツ団体ガバナンスコードについて

関係組織等	経緯
スポーツ団体	2017～2018にかけて、コンプライアンス違反事例が頻発 ・レスリング ・アメフト ・体操 e t c
スポーツ庁	2018. 6～スポーツインテグリティの確保に関する取組開始  「スポーツ団体ガバナンスコード」の策定 2019. 6・《中央競技団体向け》 2019. 8・《一般スポーツ団体向け》
日本スポーツ協会	2019. 7～加盟団体規程の見直し ガバナンスコードの遵守と適合状況の自己説明公表を年1回行うこと
都道府県スポーツ協会	日本スポーツ協会の加盟団体規程に基づき、《一般スポーツ団体向け》のガバナンスコード（17項目）への適合状況の自己説明と公表を2021年3月31日までに行うこととなった。 (理事会、評議員会への報告事項としている。)

# 1 - (1) JSPO加盟団体のガバナンスコードの適用



## 1 – (2) ガバナンスコードの適用範囲

### (1) 競技団体向けガバナンスコードの適用：

([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/31/06/\\_icsFiles/afieldfile/2019/08/30/1417895\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/06/_icsFiles/afieldfile/2019/08/30/1417895_01.pdf))

- ・中央競技団体、都道府県競技団体                                      その他
- ・ 1 3 の原則（具体的な原則・規範 4 3 項目）

原則 6 法務、会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

### (2) 一般スポーツ団体向けガバナンスコードの適用：

([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/31/08/\\_icsFiles/afieldfile/2019/08/27/1420413\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/08/_icsFiles/afieldfile/2019/08/27/1420413_001.pdf))

- ・都道府県体育・スポーツ協会、郡市町体育・スポーツ協会、学校 3 団体、  
総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団                                      その他
- ・ 6 の原則（具体的な原則・規範 1 2 項目）

原則 4 公正かつ適正な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適正に行うための実施体制を整備すること

## 2 加盟団体の税務処理について (1)

◎人格の位置づけに限らず、任意団体においても税法上の取扱いは、法人と同様となる。

### ◎人格の位置づけ

#### 1 一般社団法人・一般財団法人（公益含む）

- ・「法人法」により法人格を有し、規定に従い組織運営

（加盟団体）水泳、陸上、サッカー、バスケット、ソフトボール、空手道

佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市

#### 2 特定非営利活動法人（NPO法人）

- ・「NPO法人法」により法人格を有し、規定に従い組織運営

（加盟団体）ヨット

## 2 加盟団体の税務処理について (2)

### 3 任意団体（法人格を有しない）

- ・「権利能力なき社団」：実質的には社団法人と同様の実体を持つものの、法人格がない団体のこと

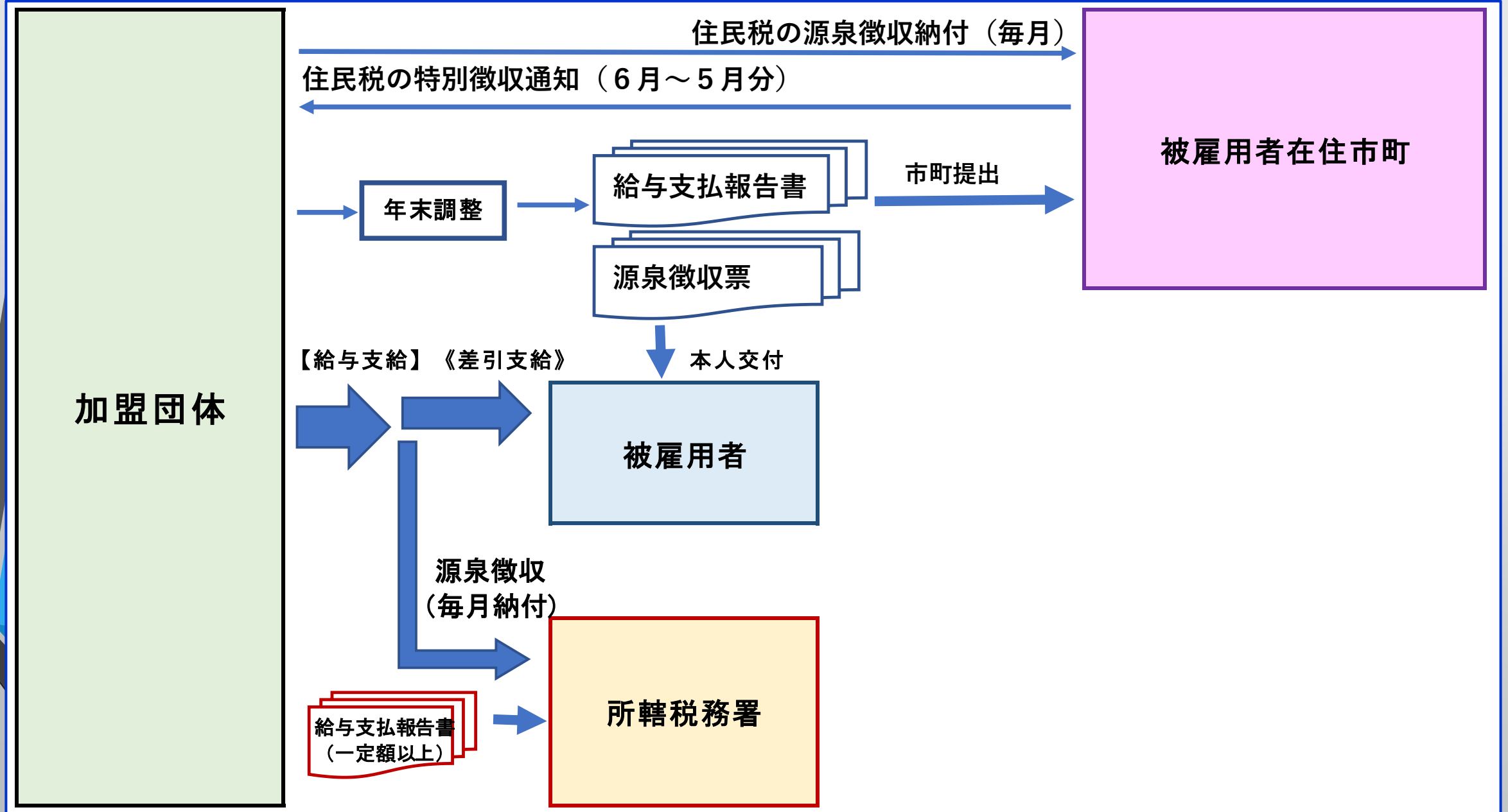
(加盟団体) ボート、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、レスリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳・スポーツクライミング、柔剣道、スケート、クレー射撃、スキー、アーチェリー、カヌー、ボウリング、なぎなた、ゲートボール、アイスホッケー、パワーリフティング、ゴルフ、武術太極拳、少林寺拳法、トライアスロン、ダンススポーツ、グラウンド・ゴルフ、合気道、スポーツウェルネス吹矢、エアロビック、極真空手道

高野連、高体連、中体連

鳥栖市、伊万里市、神崎市、玄海町、吉野ヶ里町、有田町、太良町、基山町、みやき町、上峰町、大町町、江北町、白石町、三養基郡、杵島郡

## 2 - (1) 給与所得の源泉徴収について

参照：国税庁HP  
「令和3年版源泉徴収の仕方」





## 2－（2）講師謝金等の源泉徴収について（1）

参照：国税庁HP  
「令和3年版源泉徴収の仕方」

### ◎源泉徴収が必要な報酬料金等の範囲（国税庁HPより）

#### （1）報酬・料金等の支払を受ける者が個人の場合の源泉徴収の対象となる範囲

##### イ 原稿料や講演料など

ただし、懸賞応募作品等の入選者に支払う賞金等については、一人に対して1回に支払う金額が5万円以下であれば、源泉徴収をしなくてもよいことになっています。

- ロ 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金
- ハ 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- ニ プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金
- ホ 映画、演劇その他芸能（音楽、舞踊、漫才等）、テレビジョン放送等の出演等の報酬・料金や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
- ヘ ホテル、旅館などで行われる宴会等において、客に対して接待等を行うことを業務とするいわゆるバンケットホステス・コンパニオンやバー、キャバレーなどに勤めるホステスなどに支払う報酬・料金
- ト プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金
- チ 広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金

#### （2）報酬・料金等の支払を受ける者が法人の場合の源泉徴収の対象となる範囲

馬主である法人に支払う競馬の賞金

## 2－（2）講師謝金等の源泉徴収について（2）

◎源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれるもの、含まれないもの（国税庁HPより）

- （1）謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払をする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。
- （2）旅費や宿泊費などの支払も原則的には報酬・料金等に含まれます。しかし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっています。
- （3）懸賞応募作品などの入選者に対する賞金や新聞、雑誌などの投稿欄への投稿の謝金などは、原則として原稿料に含まれますが、一人に対して支払う賞金や謝金の金額が、1回5万円以下であれば、源泉徴収をしなくてもよいことになっています。
- （4）原稿料には、試験問題の出題料や答案の採点料などは含まれません。
- （5）報酬・料金等の額の中に消費税及び地方消費税の額（以下、「消費税等の額」といいます。）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

## 2 - (2) 講師謝金等の源泉徴収について (3)

### ◎源泉徴収の方法（国税庁HPより）

源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税の額は支払金額（源泉徴収の対象となる金額）により次のようになります。

支払金額（=A）	税 額
100万円 以下	$A \times 10.21\%$
100万円 超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

（注）求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

（例）150万円の原稿料を支払う場合

$(150\text{万円} - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円} = 204,200\text{円}$   
源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は204,200円になります。

### ◎源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額を納める期限（国税庁HPより）

原稿料や講演料などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額は、支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

## 2 - (3) 昇段審査等に伴う審査料に関する消費税の取扱い について (1)

### 1-164 アマチュアスポーツ競技団体に係る消費税の取扱い

(問)

日本体育協会傘下のアマチュアスポーツの競技団体が授受する料金等に係る消費税の取扱いについては、今後、別紙「アマチュアスポーツ競技団体に係る消費税の取り扱い」のとおり取り扱ってよいか。

(答)

質問のとおり取り扱って差し支えない。

出典：三輪厚二税理士事務所HPより

### 別紙

#### アマチュアスポーツ競技団体に係る消費税の取扱い

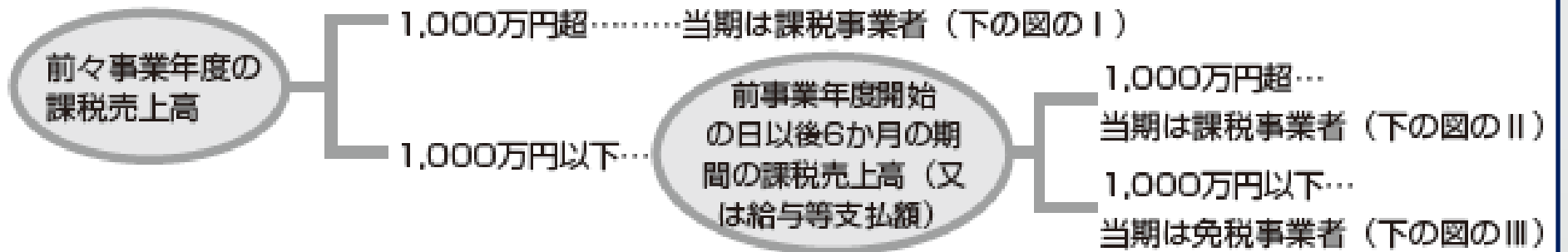
	No		課税	不課税	備考
競技大会開催		参加料 (参加者より徴収)		○	役務の提供の対価に該当
	1	参加料 (通常個人等で利用する場合にプレー料金が徴収される場合のプレー料金部分)	○		ゴルフ・ボウリング大会のプレー費等
	2	入場料収入	○		
	3	施設使用料	○		控除対象
	4	協賛金 (広告・宣伝性がある場合)	○		
	5	放送・放映権料	○		
	6	広告料 (プログラム等を含む)	○		
	7	大会公認料	○		名義貸料
出版物等	8	開催権の貸与	○		
	9	出版物 (ルールブック・会報等) 物品販売 (バッチ・ネクタイ等物品)	○ ○		有料配布
登録認定等	10	入会金、会費、通常会費		○	
	11	認定料	○		
	12	登録料		○	資格を与えるもの 入会金の取扱いに準ずる (手数料は課税)
	13	審査料 (段位その他)	○		
	14	用器具検定・認定料	○		
講習会	15	講習会・研修会受講料	○		
寄付金 負担金	16	個人負担金 (海外派遣)		○	
	17	寄附金・補助金・助成金		○	
標章	18	マーク・標章等使用料	○		

参照：国税庁HP

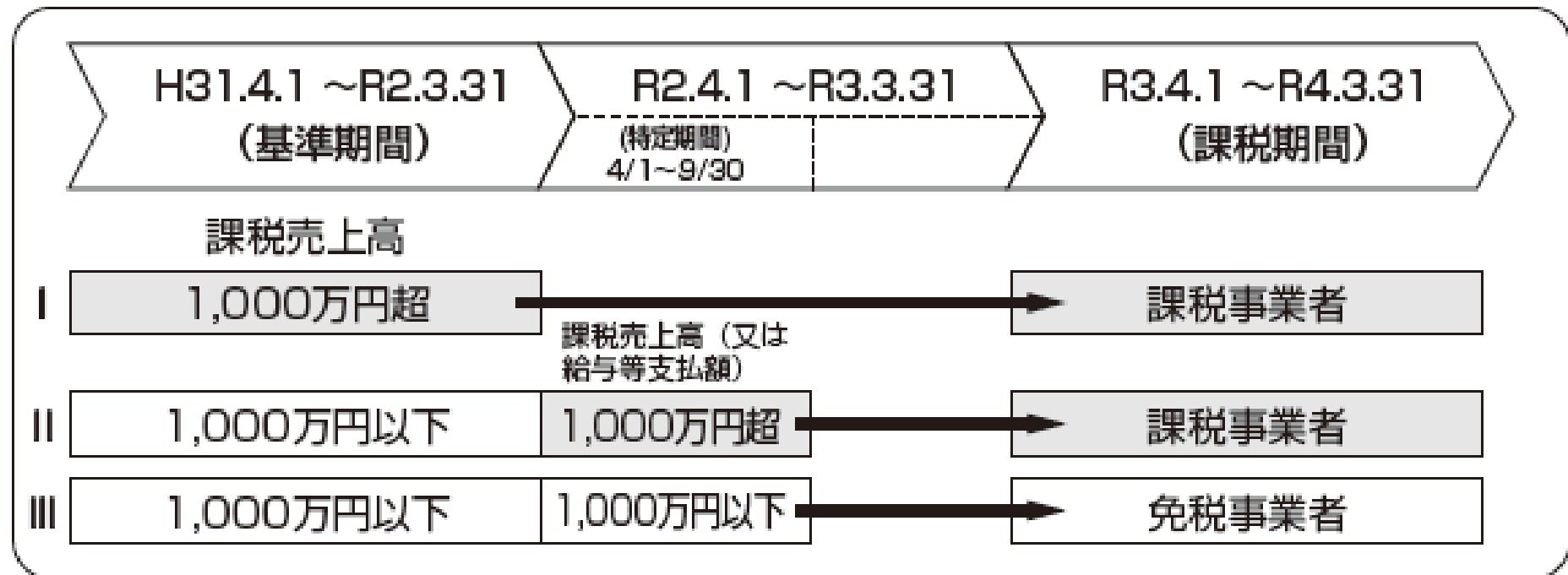
「消費税のあらまし」

## 2 - (3) 昇段審査等に伴う審査料に関する消費税の取扱い について (2)

### ◎法人の納税義務



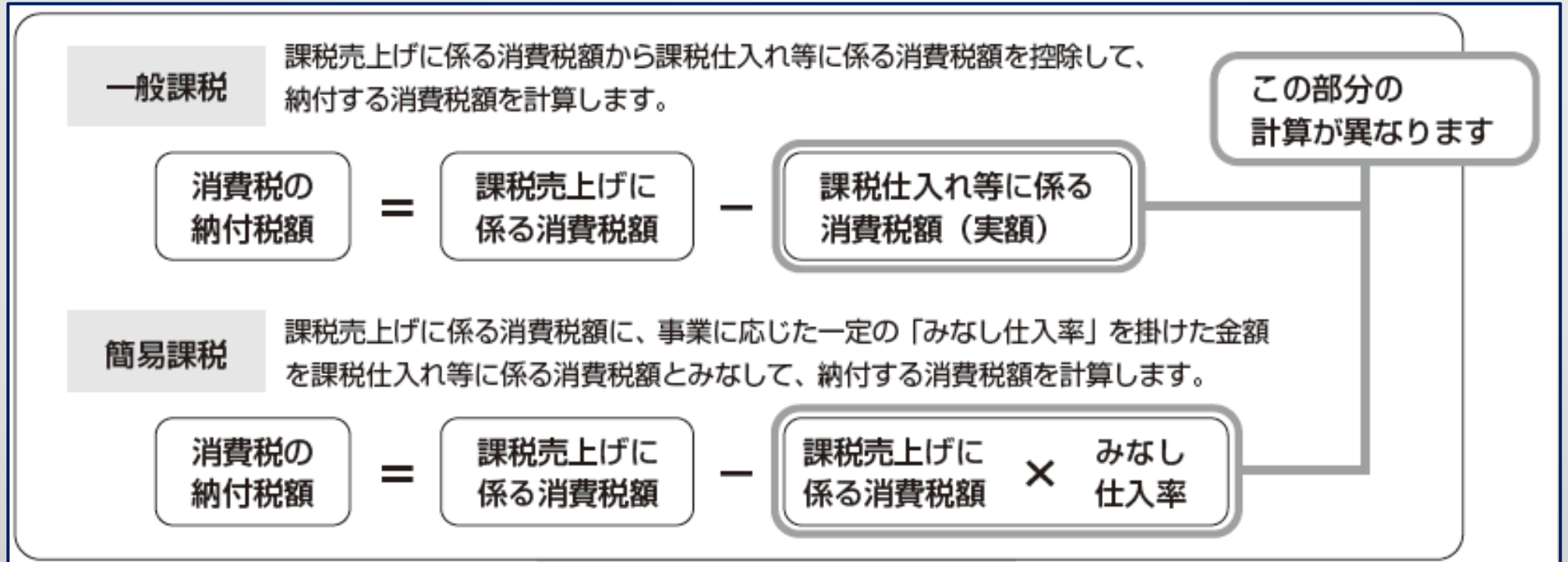
<事業年度が1年の3月末決算法人の場合>





## 2 - (3) 昇段審査等に伴う審査料に関する消費税の取扱い について (2)

### ◎消費税納付税額の計算方法 (概要)



### ◎仕入れ控除額の計算

①原則 納付税額 = 売上に係る消費税額 - 仕入等に係る消費税額  
(売上額 × 10%) (仕入額 × 10%)

②簡易課税方式

納付税額 = 売上に係る消費税額 - 仕入等に係る消費税額  
(売上額 × 10%) (売上額 × みなし仕入率)

### 3 その他

#### ◎法人税について

法人税法施行令第5条に限定列挙されている収益事業から生じる所得が対象

《法人税法施行令第5条 収益事業の範囲 該当事業一覧》

番号	事業名	番号	事業名	番号	事業名	番号	事業名
1	物品販売業	2	不動産販売業	3	金銭貸付業	4	物品貸付業
5	不動産貸付業	6	製造業	7	通信業	8	運送業
9	倉庫業	10	請負業	11	印刷業	12	出版業
13	写真業	14	席貨業	15	旅館業	16	料理店業他飲食店業
17	周旋業	18	代理業	19	仲立業	20	問屋業
21	鉱業	22	土石採取業	23	浴場業	24	理容業
25	美容業	26	興行業	27	遊技所業	28	遊覧所業
29	医療保険業	30	技芸教授業	31	駐車場業	32	信用保証業
33	無体財産権提供業	34	労働者派遣業				

※現状では、「1 物品販売」などを行う団体があれば、法人税法上の届出申請が必要となる。



**「SAGA2024」を県民あげて成功させよう！！！！**

 **公益財団法人 佐賀県スポーツ協会**